

R

令和 8年 3月23日提出

第 1 回市議会定例会追加議案

浜 松 市

議 案 件 目

選 第 1 号	浜松市土地利用審査会委員選任について	3
諮 第 1 号	人権擁護委員候補者推薦について	4

資 料

追加議案の参考資料	5
-----------	---

選 第 1 号

令和 8年 3月23日提 出

浜松市土地利用審査会委員選任について

浜松市土地利用審査会委員として次の者を適任と認め選任したいから同意を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市中央区 鈴 木 律 文

愛知県名古屋市 森 園 暁 子

浜松市浜名区 齊 藤 直 司

愛知県名古屋市 池 田 雄 士

浜松市浜名区 坂 井 悠 人

千葉県市川市 鳴 海 哲 夫

浜松市天竜区 尾 上 直 秀

諮 第 1 号

令和 8年 3月23日提 出

人権擁護委員候補者推薦について

人権擁護委員候補者として次の者を適任と認め法務大臣へ推薦したいから意見を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市中央区 今 泉 るり子

追加議案の参考資料

選 第 1 号 浜松市土地利用審査会委員選任について

本市土地利用審査会委員7人全員の任期が、令和8年3月31日をもって満了となりますので、後任委員の選任について、国土利用計画法第39条第4項及び第44条の規定に基づき、同意を求めるものであります。

※ 国土利用計画法抄

第39条（略）

4 委員は、土地利用、地価その他の土地に関する事項について優れた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者のうちから、都道府県知事が、都道府県の議会の同意を得て、任命する。

第44条 第12条、第14条、第16条、第18条、第19条、第22条から第27条の9まで、第28条から第32条まで、第35条、第41条及び前条の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)においては、当該指定都市の長が行う。この場合においては、第12条から第19条まで、第22条から第27条の9まで、第28条から第32条まで、第35条、第39条及び前3条の規定中都道府県又は都道府県知事に関する規定は、指定都市又は指定都市の長に関する規定として指定都市又は指定都市の長に適用があるものとする。

諮 第 1 号 人権擁護委員候補者推薦について

本市人権擁護委員61人のうち、寺田清子委員が、令和8年6月30日をもって辞任いたしますので、後任委員の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、意見を求めるものであります。

※ 人権擁護委員法抄

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 （略）

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4～8 （略）

第9条 人権擁護委員の任期は、3年とする。但し、任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。